

平成 31 年 3 月 12 日

業務委託入札参加資格者 各位

高知市上下水道局

平成 31 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価の  
運用(業務委託)に係る特例措置について (お知らせ)

平成 31 年 3 月 1 日適用の設計業務委託等技術者単価(以下「新技術者単価」という。)は、平成 30 年 3 月から適用した設計業務委託等技術者単価 (以下「旧技術者単価」という。)に比して全職種単純平均で 3.7%上昇しています。

については、新技術者単価の運用に係る特例措置を下記のとおり講ずることとしました。

記

1 特例措置の内容

(1) 変更協議

旧技術者単価を適用して積算した業務委託対象金額に基づき締結した業務委託契約について、新技術者単価による業務委託料に変更するための協議に応じる。

(2) 対象業務委託

委託契約締結日が平成 31 年 3 月 1 日以降の契約で、旧技術者単価を適用して業務委託対象金額を積算しているものであって、かつ、履行期間の末日が平成 31 年 4 月 1 日以降となるもの。

2 特例措置の運用

(1) 対象業務の受注者への通知(様式 1)

対象業務の受注者に、特例措置の対象業務であることを発注者(監督員)から通知する。

(当初の履行期間の末日が平成 31 年 3 月 31 日以前であったが、履行期間の延長により履行期間の末日が平成 31 年 4 月 1 日以降になった業務も同様に通知する。)

(2) 業務委託料の変更協議の請求(様式 2)

ア 受注者は特例措置に基づく協議を請求する場合は発注者に協議書を提出する。

イ 請求期限は、平成 31 年 4 月 26 日(金)までとする。

(3) 変更協議手続

変更協議は、業務委託契約書に基づき行う。

委託様式 第 12 号「委託業務打合せ簿」により手続を行うこととする。

(4) 変更額の算定

次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

変更後の業務委託料 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新技術者単価, 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された  
予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

### 3 その他の要件等

#### (1) 誓約

特例措置の趣旨にのっとり技能労働者への適切な賃金水準の確保に適切に対応し、誓約することを本申請の要件とする（協議書（様式2）に記載）。

#### (2) 適用事業所の公表

本特例措置を適用した事業所名・業務名等はホームページ上で公表する。